

2025 年度 日本女子大学入学前予約型給付奨学金 募集要項

1. 概要・趣旨

日本女子大学入学前予約型給付奨学金は1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外からの進学者の経済的負担を軽減することを目的とし、経済的な理由で日本女子大学への進学を諦めることのないよう、奨学金の給付を入学前に約束するものです。

本奨学金は入学前に申請いただき、採用候補者を決定します。採用候補者となった方は一般選抜（個別選抜型・英語外部試験利用型・大学入学共通テスト利用型（前期））を受験し、合格の上、2026年4月に本学入学後、所定の手続きを経ることで奨学生として正式に採用されます。

申請を希望する方は、本募集要項を熟読し、各自手続きを行ってください。

なお、本奨学金は日本女子大学卒業生の同窓会組織である一般社団法人日本女子大学教育文化振興桜楓会からの援助によるものです。

2. 申請資格

以下の（１）～（６）の要件を全て満たしている者。

- （１） 本学への入学を強く希望する者（通信教育課程を除く）。
- （２） 2026年度一般選抜（個別選抜型・英語外部試験利用型・大学入学共通テスト利用型（前期））を受験する者。
- （３） 日本国籍を有する者、特別永住者又は出入国管理及び難民認定法の別表第二に規定される在留資格（永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子）を有する者。
- （４） 1都3県以外に設置された国内高等学校又は中等教育学校等出身者。

※通信制高等学校出身者及び高等学校卒業程度認定試験合格者は申請時に1都3県以外に居住している者に限る。

- （５）（４）の学校を2026年3月に卒業見込みの者又は2025年3月以降に卒業した者。

※高等学校卒業程度認定試験合格者は2026年3月31日までに合格した者又は合格見込みの者。

※通信制高等学校、定時制高等学校出身者及び高等学校卒業程度認定試験合格者は2006年4月2日以降生まれの者。

- （６） 生計維持者（父母又は父母に代わって生計を維持している人）の前年の年収の合計額が以下に定める家計基準以内の者。

ア 給与所得の場合：税込年収 800 万円未満

イ 給与所得者以外の場合：所得証明書等における所得金額 350 万円未満

ウ 上記ア、イ双方の収入及び所得がある場合は、それぞれの金額を合計して
税込 800 万円未満

※合算前にそれぞれの基準を超えている場合は対象外となります。

3. 給付金額・給付期間・給付方法

(1) 給付金額

年額 500,000 円

(2) 給付期間

4 年間（休学期間を除く）

※入学後、毎年度末に受給資格（学業成績・家計・素行等）に関しての継続審査を行います。審査の上、問題がある場合には給付を廃止することがあります。

(3) 給付方法

年額を半期 2 回に分けて給付します。

前期：7 月下旬頃/後期：12 月下旬頃

4. 採用候補者数

約 30 名

5. 申請方法・申請期間・書類提出先

(1) 申請方法

「6. 申請書類」に記載の①～⑥（該当者のみ⑦）の申請書類を全て揃えた上、郵送記録が残る方法（レターパック・簡易書留等）で下記（3）書類提出先宛にお送りください。

レターパックの場合は品名欄に、封筒の場合は表面左下に「日本女子大学入学前予約型給付奨学金申請書類在中」と朱書きで記入してください。

(2) 申請期間

2025 年 10 月 1 日（水）～2025 年 11 月 21 日（金）（消印有効）

(3) 書類提出先

〒112-8681 東京都文京区目白台 2-8-1 日本女子大学 学生支援課 奨学金係

6. 申請書類

申請書類一覧

①2025 年度「日本女子大学入学前予約型給付奨学金」申請書
・ 本学 HP よりダウンロード。 ・ ボールペン（黒色／フリクション不可）を使用し、自筆で記入。 ・ 鉛筆や修正液等の使用は不可。 ・ 署名欄には申請者・保証人それぞれ本人が署名してください。 ・ 印鑑はそれぞれ各自のものを使用し（同一のものは不可）、朱肉で鮮明に押してください。スタンプ印やゴム印は不可。 ・ 記入内容を訂正する場合は、該当箇所に二重線を引き、その上に署名欄で押印した印鑑と同一の申請者の印鑑を押印し、訂正してください。
②2025 年度「日本女子大学入学前予約型給付奨学金」申請理由書
・ 本学 HP よりダウンロード（PC 入力可）。

・PC入力の場合は、サイズ 10.5、黒、MS 明朝体を使用してください。 ・自筆の場合はボールペン（黒色／フリクション不可）を使用してください。 ・鉛筆や修正液等の使用不可。
③出身学校の調査書
・出身学校長が作成し、厳封されたもの（成績証明書は不可）。 ・高等学校卒業程度認定試験合格者については、合格（見込み）成績証明書を提出すること。
※2025 年 10 月 1 日以降発行のもの
④生計維持者の令和 7 年度（令和 6 年分）所得証明書（原本）
・市区町村役所で 2025 年 10 月 1 日以降に発行されたもの。 ・原則、父母両方とも必要です。 ・「離別」により生計維持者が 1 名の場合は 1 名分のみ提出してください。 ※「別居」や「離婚調停中」の場合は原則、2 名分の証明書が必要です。 ※やむを得ず 2 名分の証明書が提出できない場合はご相談ください。 ・無収入の場合は「非課税証明書」を提出してください。 ・<u>所得の種類・内訳と金額が記載されたものを取得してください。給与・年金・営業など総収入、総所得、配偶者控除・扶養者控除等が記載されていることが必要です。「*（アスタリスク）」表記のものは受付できません。</u> ・「源泉徴収票」や「住民税決定通知書」等では代用できません。 ・証明書類の名称は各自治体によって異なる場合があります。
⑤本人及び世帯全員の住民票（原本）
・市区町村役所で 2025 年 10 月 1 日以降に発行されたもの。 ・日本国籍を有していない方は国籍・在留資格・在留期間が記載されたものをご準備ください。 ・<u>マイナンバーの記載がないもの（マイナンバー不要）</u>を発行してください。
⑥選考結果送付用レターパック（プラス又はライトどちらでも可）
・「お届け先」欄に住所、氏名等の必要事項を正しく記入してください。 ・「ご依頼主様保護シール」は剥がさずにご提出ください。 ・「品名」の欄には「書類」と記入してください。 ※住所等が正しく判別できるように記入してください。
【該当者のみ】⑦ひとり親家庭を証明するもの
ひとり親家庭の方で、所得証明書の「寡婦」・「ひとり親」欄に「*」印や控除金額が記載されていない場合は以下の証明書類の内、いずれか 1 点をご提出ください。 ・戸籍謄本（2025 年 10 月 1 日以降発行、<u>マイナンバーの記載がないもの</u>） ・令和 6 年分源泉徴収票（「寡婦」・「ひとり親」欄に「*」印が記載されているもの） ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証※ ・福祉医療費受給資格者証※ ・児童扶養手当の支給証明書※ ※有効期間又は有効期限以内のものをご提出ください。

7. 選考方法

申請書類に基づき、総合的に選考を行い、採用候補者を決定します。

8. 結果通知

選考結果は申請書類⑥で提出されたレターパックを用いて、申請者全員に通知します。

通知時期：12月下旬頃

選考過程及び結果に関する問い合わせにはお答えできません。

9. 奨学生として正式採用される条件

本奨学金の採用候補者として決定後、奨学生として正式採用となるためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 2026年度一般選抜（個別選抜型・英語外部試験利用型・大学入学共通テスト利用型（前期））を受験、合格の上、入学手続きを行い、2026年4月に日本女子大学へ入学すること。
- (2) 入学後、学生支援課に来室し、所定の手続きを行うこと（2026年4月上旬予定）。

10. その他

- ・本奨学金の申請・選考は、入学試験の可否に一切影響いたしません。
- ・本奨学金申請書類以外の書類は同封しないでください。
- ・提出された申請書類は一切返却いたしません。
- ・書類に不備がある場合は選考対象となりません。提出前に不備・不足がないか十分確認をしてください（書類提出後の修正・追加提出等はできません）。
- ・採用候補者としての資格は2026年度4月入学に限り有効です。
- ・高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金+授業料等減免の支援を受けられる制度のことです）（以下、新制度）との併用はできません。

※ただし、新制度と併願することは可能です。本奨学金と新制度、両方に採用となった場合はどちらを利用するか選択していただきます（新制度への採用決定時、本奨学金が給付されていた場合は返金を求める場合があります）。

- ・入学後は毎年度、学業成績・家計・素行等による継続審査を行います。
- ・継続審査の結果、翌年度以降の給付を廃止する場合があります。
詳細は入学後、審査時期になりましたらお知らせいたします。
- ・奨学生が休学する場合、休学期間中の給付を休止します。
- ・奨学生が退学又は重大な処分を受けた場合は、その資格を取り消すとともに、当該年度に給付された奨学金について、直ちに全額を返還していただきます。

問い合わせ先
日本女子大学 学生支援課 奨学金係
電話：03-5981-3316
平日 9：00～17：00/土曜 9：00～11：30